

平成十四年六月十二日提出  
質問第一〇二号

愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問主意書

提出者 大島 令子

## 愛知県瀬戸市幡中町デジタルTV放送地上波送信のタワー建設に関する質問主意書

愛知県瀬戸市幡中町に建設が予定されているデジタルTVの放送送信タワーに関し、周辺住民は健康上の影響があることから、建設地の変更等を要望している。

この件に関しては、先に文書で質問し、回答を得たところだが、なお、以下の点について質問する。

- 一 電波の曝露が人体に与える影響については、ICNIRPにおいても、わが国においても、データは短期の曝露結果であり、長期でしかも恒常的なデータはないため、国際ガイドラインやわが国の基準が恒常的な、あるいは長期的な曝露によって将来起こりうる事態をカバーするとは考えにくい。放送タワーのような施設の周辺住民に対する影響について、どのように認識されているのか。また、その根拠は何か。

- 二 前述の防護基準が長期曝露を想定しておらず、そのデータもないのであれば、安全が確認されるまで、放送タワーなど特に常設される施設については、非居住地域に建設するよう国として指導すべきと考えるが、いかがか。

- 三 デジタルTV放送地上波送信タワーの建設地について、最初の実験地（三国山）ではなく、新たな候補

地である愛知県瀬戸市幡中町に選定したのは何故か。

四 電波の人体への影響については、携帯電話等の普及に伴い、一部の国民に限定された問題ではなくなっていることから、国としてもきちんと調査、研究し、その結果等を国民に知らせるべきと考えるが、今後、この問題に関する情報公開についてどのように考えるか。

右質問する。